

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

(宛先別紙のとおり) 殿

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する
手続きの簡略化について (依頼)

標記の件については、下記のとおりといたしますので、御確認いただけますようお願いいたします。

なお、御不明点等ございましたら下の連絡先までお問い合わせください。

記

都道府県等が自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意（自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 5 項）を得る手続については、従来、慣例として関係都道府県から当室への同意依頼は、中小企業庁経営支援部経営支援課を経由し、御送付いただいております。

今般、令和 5 年度の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「都道府県等の負担軽減に資するよう、令和 6 年度中に、都道府県等からの同意申請を受け付けてから同意するまでの手続を見直す」措置を講ずることとしておりますところ、今後は、手続きの一部短縮化のため、関係都道府県から直接当室へ御送付いただくフローに変更とさせていただきます。

連絡先：国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室（上地、米川） T E L：03－5253－8111（内線：41413、41443） 03－5253－8577（時間外直通） E-mail：uechi-a2s6@mlit.go.jp yonekawa-t2ub@mlit.go.jp
--

(宛先)

- 北海道御担当者
- 宮城県御担当者
- 神奈川県御担当者
- 愛知県御担当者
- 福岡県御担当者